

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

茨高教組中央委員会

12月3日(土) 10:00~16:00 霞ヶ浦文化体育会館(「水郷体育館」)
土浦市大岩田1051 ☎029-823-4811

校長が休日休暇条例・人事委規則に違反し療休を不当に制限

療養休暇に関しては、「職員の休日及び休暇に関する条例」(昭和29年7月1日、茨城県条例第43号)第6条が、次のとおり定めている。

療養休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があるが、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、人事委員会規則で定めるところにより与えることができる。

これにもとづき、条文中の「人事委員会規則」すなわち「職員の休日及び休暇に関する規則」(昭和29年7月23日、茨城県人事委員会規則第13号)第3条が、次のとおり定めている。

条例第6条の規定による療養休暇は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる最小限度の期間与えるものとする。

「療養休暇」、略して「療休」とは、大病を煩ったりして数か月さらに数年もの長期にわたって休む場合に取得するものではない。これは、**分限処分**の一種としての「休職」である。今問題にしている「療養休暇」は、通常の勤務を続ける中での「年次有給休暇」や「特別休暇」とならぶ「休暇」の一種である。

「療養休暇」の承認申請手続きは簡単である。「年休カード」裏

面の「特休・療休」欄に記入して提出すればよい。特段必要とされる添付書類等はない。ただし、同規則第10条は、

職員が引き続き1週間を超える休暇(年次休暇を除く。)の承認を求めるに当たっては、医師の証明書その他勤務しない事由を十分明らかにする書面を提出しなければならない。

としているので、週休日等を含んで連続8日以上休む場合には診断書等の証明書を提出しなければならない。実質的には5日以下であれば、「休暇カード」の提出で事足りるのである。

従来、「療養休暇」を申請する教職員に対して、「証明書」の提出を求める管理職員が散見されたが、最近も同様事例があった。ある教職員が、半日勤務後、通院のため午後の療休を申請し、許可を得たうえで通院したところ、後日、教頭から「証明書」の提出を求められた。校長にどういうことかたまたま、次のように述べた。

「ある学校で、通院の帰りに買い物をしているところを同僚に目撃された教職員がいて問題になった。何かあって説明を求められた時のため、念のために証明書を提出してほしい。」

「目撃」した同僚がいちいち校

長に申告するというのも異様である。この手の話は作り話に違いない。それはさておき、上述のとおり一週間を超えない限り、療休は医師の診断を受けることは要件とはされていない。風邪をひいた程度であれば自宅で療養すれば十分で、その場合医師の診断書を提出することはできない。そもそも通勤途上に日用品の買い物をすることは許されており、通院後であっても同様である。療養といつわって遊びにいったのであれば別だが、言われるような事例は療休を不当に取得したことにはならない。

校長の行為は条例規則に反する違法なものであって、療休の取得を不当に制限しようとする意図にもとづく。地方公務員法による懲戒処分の対象ともなる。

なお、蛇足ながら指摘しておきたい。本県ではいまだに、県立学校長会議や県立副校長教頭会議などの出張用務終了後に「校長会」や「教頭会」の宴会がおこなわれているが、この場合「公務遂行性」はその時点で中断される。宴会開始以降帰宅まではすべて私的行為となり、何があっても「公務災害補償」の対象とはならない。復路について県費から出張旅費の支払いをうけるようなことがあればあきらかに違法行為に相当し、信用失墜行為との誹りも免れない。■

県監査委員が教室のプロジェクト撤去を要求

茨城県監査委員は、2010(平成22)年度に実施した「行政監査」に基づく「意見」に対して、茨城県教育委員会から「措置状況」について回答があったとして、『茨城県報 第2307号』において「公告」をおこなった(2012年8月8日、<http://soumu.pref.ibaraki.jp/file/PDF/2011/201108/n2307.pdf>の11~54頁)。

昨年度実施された「行政監査」においては、日立第二高校など県立高校10校で、おもにビデオ・プロジェクトやモニターテレビなどの映像関連機器の使用状況が問題にされた。各校に対する「監査の意見」は、具体的に対象となった機器の種類や台数の違いはあってもほぼ趣旨・同文で、つぎのとおり述べている。

これらの利用は、年間利用日数が0~190日となっており、すべてが有効に活用されているとは言い難い状況にあることから、例えば、可動式のプロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数を削減するなど、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた映像関連機器全体を対象

に適正な配置台数を検証し、経費の節約につとめられたい。

普通教室等の天井に設置されている「固定式」プロジェクターの場合、授業担当者ごとの利用頻度の違いによって「年間利用日数が0~190日」とばらついているのだから、「0日」のものだけを選んで撤去したり、数年後にそこだけ更新しないなどということはない。監査委員は、次回更新時には固定式プロジェクターの更新をおこなわず、「可動式」に変更するよう主張しているのだ。その場合、台数も大幅に減らされることになるだろう。

授業においてプロジェクターを利用する場合、固定式であれば、電源をオンにし、スクリーンを引き下げるだけでただちに使用可能であるが、可動式の場合はそうはいかない。格納庫からプロジェクター本体と電源コード・信号コード・設置台、ならびにスクリーンを運んで教室に設置し、位置合わせ等をおこなわなければならない。授業終了後はそれらすべてをもとの格納場所へ運ばなければならない。準備と片付けにそれぞれ30分程度は要する。運搬を一人でおこなうとすれば、それぞれ2往復ないし3往復することになるだろ

う。しかも、その際、当該教室は空き教室となっている必要がある。こんなことが可能なのは、「授業参観」など特別な時に限られるだろう。固定式をやめて可動式にすれば年間利用日数は「0~3日」程度に落ちるのは確実である。これは推測ではなく、生徒による「いたずら」をおそれて可動式にしていた学校の例から明らかである。

茨城県監査委員は、学校における授業の実情についてまったく無知であるうえ、少々想像してみることすらせず、形式的かつ無内容に監査をおこない、「意見」を述べたものであり、容認できない。

こうした監査委員の「意見」に対して、茨城県教育委員会がおこなった回答は以下のとおりである。(総和高校の例)

購入及びリース契約で複数整備しているプロジェクターについては、経済性及び効率性をより一層高めるため、今回のリース更新時期(平成24年8月1日)には、購入品を含め、適正な配置台数を検証し、経費の節約に努めることとした。

「リース更新時期」は、学校によって異なるが、おおくの学校で1、2年以内に到達するだろ

【2面右下につづく】

住民世論が転換させる地方行政機関の基本姿勢

原発30km圏・南相馬と同程度の顕著な汚染状況への対処

8月以降の測定と対応

福島原発事故による放射能汚染状況の測定と被爆低減措置について、8月末以降の県立学校関連部分の概略を報告する。

茨城県教育庁は、8月下旬に県内の県立高校と特別支援学校（開校予定1校を含む122校）における2回目の放射線量測定をおこなった。6月の第1回の際は、グラウンドの5か所のみ（「サイコロの5の目」）であったが、今回はそれ以外に校内の高線量の場所の測定もおこなった。初めて訪れた場所について、しかもそれぞれ数ヘクタールもある場所を、1日に4校のノルマを課されて実施するというもので、茨城県高等学校教職員組合が7月1日以来測定して公表していたデータ（8月末までで約40校）や、各校において独自に測定器を購入して実施した測定結果（数校）を後追いする程度のものであった。

茨城県高等学校教職員組合では、ガイガーカウンター3台のほか、8月末には国産のシンチレーション式測定器も購入し、現在までに特別支援学校全19校のほか、県立高校55校を測定した（複数回おこなったものもある。www.mito.ne.jp/~iba-kou/sokutei.htm）。

国（文部科学省）は4月19日付け通達で、福島県内の学校のほか他県の学校に関して

も、校庭で地上1メートルないし50cmで3.8 μ Sv/h未満であれば対策を講じないとしていたが、激しい批判を浴び、8月26日付け通達で、3.8 μ Sv/hを1 μ Sv/hに変更した（http://radioactivity.mext.go.jp/ja/8849/8850/8864/1000_082614_1.pdf）。

上記8月下旬の県教育庁の測定では記録されなかったが、茨城県高等学校教職員組合は独自測定で、取手一高（調整池＝雨水だまり）、藤代高校（校庭脇の風による土だまり）、勝田高校（大量の落葉）で1 μ Sv/h（地上1m）をこえる地点があることを指摘した。これを受けて、県教育庁は県原子力安全対策課および原子力研究開発機構と協議のうえ、9月16日に取手一高の調整池で約10トンの土砂を土嚢につめて仮置きする作業をおこなった（県教育庁職員17名、原子力安対策課3名、原研機構2名のほか、取手一高職員約30名が従事）。藤代高校と勝田高校でもそれぞれ土嚢につめて仮置きする作業が実施された。

顕著な汚染状況

茨城高教組は8月25日県教委に対し、特別支援学校4校（霞ヶ浦豊学校、土浦養護学校、美浦養護学校、伊奈養護学校）の芝生の張替えをおこなうよう申し入れた（www.mito.ne.jp/~iba-kou/20110825mousiere.pdf）。

いずれも、県央から県南にかけて広がる汚染地域にあり、地上1mでもおおむね0.28から0.42 μ Sv/h程度（地表面では0.40から0.52 μ Sv/h程度）で、局所的には1 μ Sv/h（地表面）を超えており、児童・生徒が芝生のうで日常的に活動する事情を考慮し、緊急に対策を講ずるよう求めたものである。

これに対し県教育庁から立ち会いの依頼があり、茨城高教組は9月13日現地で共同で測定をおこない、4校の芝生の汚染状況を具体的に示した。県教育庁保健体育課・特別支援教育課職員はおおむね0.7 μ Sv/h以上の部分の芝生を剥離することとした。芝の剥離は教職員による手作業は著しく困難であるので、業者によって施行された（写真は美浦養護学校での剥離工事）。

県内行政機関の姿勢転換

— 原発事故発生から2か月経過するまで、大気中の放射線量の測定を一切おこなわない。放射性ヨウ素（ヨウ素131、半減期8.02日）が数百分の一に減少してからしぶしぶ測定を始めるが、線量の低そうなどころだけをおざなりに測定する。根拠なく「安全です」「安心してください」を連呼し、当然なんらの対応策もとらない……。

これが、従来、県内の多くの行政機関の基本姿勢だった。こうした行政機関の姿勢は、こど

もを持つ母親たちを中心とする住民世論の力を受けて変更を余儀なくされた。県央・県南にかけてのホットスポット地域における市町村当局の姿勢は根本的に転換しつつある。取手市長の藤井信吾とともに、勝手に測定した国会議員を非難するなど後ろ向きな態度を取り続けた守谷市長合田真一でさえ、市内全小学校の校庭の表土剥離（1校は「天地返し」）を決断するに至った。多くの市町村行政当局が、測定と被爆量低減措置、放射線測定器の配備・市民への貸し出し、給食の放射線量測定などに着手している。

茨城県教育庁は、当初は測定や被爆低減措置に否定的であったが、県内一のホットスポットとなった取手市内の高校の除染作業に各課から1名以上、計17名の職員を派遣したり、あるいは特殊教育諸学校の実態に配慮して芝生の剥離を実施するなど、住民世論にそって基本姿勢を転換しつつあるといえる。

ただし、県央から県南にかけて、すなわち、かすみみがうら・土浦・牛久・つくばみらい・守谷・阿見・美浦・稲敷・龍ヶ崎・利根・取手にかけての地域は、土壌1kgあたり3万から10万ベクレルの放射性セシウム134と137が堆積し、地上1mの放射線量は0.2ないし0.5 μ Sv/hに達している。これは、福島第一原発から20kmないし30km圏の南相馬市鹿島・原ノ町地区の太平洋沿岸部とほぼ同じである（文部科学省の「放射線量等分布マップ拡大サイト」[http://ramap.jaea.go.jp/map/map.html]の航空機による測定結果を参照）。



南相馬という、7月27日の衆議院厚生労働委員会での参考人発言で注目された東京大学アイソトープ総合センター長児玉龍彦が、除染作業を指導している地域である。本県の県央・県南地域は、福島県内の飯舘村等の超高度汚染地域や、福島市

等の高度汚染地域に次ぐ、中程度の汚染地域である南相馬市の一部と同程度の汚染地域なのだ。

本県の県央・県南地域で実施されている被爆低減措置は、まだまだ不十分である。行政機関に対する住民の要望活動は、今後一層強まるだろう。■

【1面行政監査記事つづき】

う。県教育委員会の回答は曖昧ではあるが、「監査委員の意見」を根拠として、県内の全学校で一律に固定式プロジェクトを撤去し、台数を大幅に削減した上で可動式プロジェクトへの転換をおこなう趣旨と思われる。

監査意見および回答内容について、県教育委員会は全県立学校長に通知をおこない（平成23年9月13日、教財第449号）、「今回行政監査を受けていない学校におきましても、今回の指摘内容を十分に考慮し、備品の適正な事務執行が図れるよう、教職

員への周知および徹底をお願いします。」と指示した。コンピュータおよびプロジェクトについては、県教育委員会が一律に規格・仕様を定めており、各学校での裁量の余地はない。このまま来年度の更新時期を迎えれば、全県立学校における教育環境の悪化は避けられない。

茨城県高等学校教職員組合としては、県教育委員会に対して是正を求めることとするが、あわせて各学校においてこの問題について検討のうえ、校長から県教育委員会に意見具申をおこなう等の対応が必要だろう。■